

技術・家庭科、美術等地域クラブ指導者リスト設置要綱

一般社団法人 Nagano Tech Style Lab

（目的）

第1条 この要綱は、中学校部活動の地域連携や地域移行や Tech 教育推進に向け、地域クラブの指導者・協力者を一般社団法人 Nagano Tech Style Lab（以下「Nagano Tech Style Lab」という。）の指導者として登録すること、市町村・市町村教育委員会又は地域クラブ（以下「市町村等」という。）の求めに応じて情報提供することを目的として設置する「技術・家庭科、美術等地域クラブ活動指導者リスト」（以下「指導者リスト」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、指導者リストに登録された者を「指導者・協力者」という。

（登録の要件）

第3条 指導者・協力者は、Tech 教育をはじめ文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、県内の地域クラブでの指導・協力等が可能な者で、次の各号全ての条件を満たす者とする。

(1)登録する年の4月1日現在で18歳以上であること

(2)これまでの指導・協力等において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のない者であること

(3)地方公務員法第16条※1及び学校教育法第9条※2の欠格条項に該当しないこと

(4)学校等での教職の経験や教員免許状を所有していることが望ましい

（運用の方法）

第4条 指導者リストに登録を希望する者は、「技術・家庭科、美術等地域クラブ指導者リスト」登録申込書（オンライン含む）により、Nagano Tech Style Lab へてに申し込むものとする。

2 Nagano Tech Style Lab は、当該申込書の記載内容を確認するとともに、必要な事項について関係機関等に照会の上、適格と認めた場合は、指導者リストへ登録する。その際、登録した旨を指導者・協力者へ連絡する。

3 Nagano Tech Style Lab は、市町村等の依頼に対して指導者・協力者の登録情報を提供する。

4 市町村等は、指導者リストの中から指導者等を任用する場合は、当該者へ直接連絡し、報酬や交通費、指導時間等の勤務条件の確認を行った上で面接等の選考方法によって決定する。なお、任用する際は、身分を証明する書面等により、本人確認を行うものとする。

5 市町村等は、指導者リストの中から任用した場合や任用した指導者・協力者が辞任した場合は、Nagano Tech Style Lab へその旨を連絡する。

6 市町村等は、指導者等の任用に際し、活動中の事故等に備えた保険加入等の確認または推奨を行うものとする。

7 Nagano Tech Style Lab は、市町村等から任用や辞任について連絡を受けた際は、指導者リストの情報を更新する。

8 指導者・協力者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに Nagano Tech Style Lab に連絡する。

9 Nagano Tech Style Lab は、指導者・協力者として不適格と認められる行為又は事実が確認された場合は、当該指導者・協力者の登録を取り消すことができる。

（研修）

第5条 Nagano Tech Style Lab は、指導者・協力者の資質の向上を図るため、指導等に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を実施する。

（事故）

第6条 他団体の指導等に伴い発生した事故及び損害については、Nagano Tech Style Lab は責任を負わないものとする。指導者・協力者は活動を始める前に団体と安全管理体制について相互理解をしておくことが望ましい。

（個人情報の保護）

第7条 登録した個人情報については、市町村等に情報提供する等、指導者リストに係る業務の円滑な遂行のために用い、Nagano Tech Style Lab において関係法令に基づき適正に管理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、Nagano Tech Style Lab が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年（2025年）6月10日から施行する。

（「技術・家庭科等」からデザイン系も含むことを認識しやすくするため「技術・家庭科、美術等」に標題など変更。令和7年9月10日）

※1 地方公務員法第16条次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又はその競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2 学校教育法第9条次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員になることができない。

- 1 禁固以上の刑の処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者